

第6期邑楽町障害福祉計画・第2期邑楽町障害児福祉計画

<素案>

令和3年3月
邑 樂 町

第6期邑楽町障害福祉計画・第2期邑楽町障害児福祉計画

<目次>

第1章 障害福祉計画・障害児福祉計画の概要.....	1
第1節 計画策定の趣旨.....	1
第2節 計画の位置づけ.....	2
第3節 計画の期間.....	2
第2章 障害福祉計画・障害児福祉計画の基本的な考え方.....	3
第1節 計画の基本理念.....	3
第2節 基本的な考え方.....	3
第3章 障がい福祉サービス・障がい児福祉サービスの展開.....	6
第1節 障害者総合支援法および児童福祉法に基づくサービス.....	6
第2節 令和5年度に向けた目標.....	7
第3節 障がい福祉サービス・障がい児福祉サービス量の見込みの算出.....	14
第4章 円滑な推進に向けた取り組み.....	34
第1節 円滑な事業推進.....	34
第2節 地域での自立した生活に向けた支援の充実.....	34

第1章 障害福祉計画・障害児福祉計画の概要

第1節 計画策定の趣旨

障がいのある人や障がいのある児童に関わる町の計画として、障がいのある人や障がいのある児童の権利擁護や社会参加、保健・医療や生活環境、さらには住民の意識啓発など、障がい者施策の枠組みを総合的に定める障がい者基本計画と、療育の充実や就労支援の充実、自立を支援するための支援として障害福祉サービス・障害児福祉サービスや地域生活支援事業の提供体制の整備とサービスの見込量を設定する障害福祉計画・障害児福祉計画があります。

本町では、平成 30 年 3 月策定の「第 5 期邑楽町障害福祉計画」および「第 1 期邑楽町障害児福祉計画(以下「前計画」という。)」に基づき、障がいのある人や障がいのある児童へ必要な福祉サービスを提供してきました。

このたび、令和 2 年度をもってこれらが期間満了となることから、前計画以後の障がい福祉に関する法律や制度の改正、並びに国や県が示す障がい福祉サービスや、地域生活支援事業に関する新たな指針や同時期に策定する「邑楽町障がい者福祉計画」を踏まえ、令和 3 年度から令和 5 年度までを計画対象期間とする「第 6 期邑楽町障害福祉計画」および「第 2 期邑楽町障害児福祉計画(以下「本計画」という。)」を策定します。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「基本計画」を踏まえ、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)」第88条第1項に基づく「障害福祉計画」**および**「児童福祉法」第33条の20に基づく「障害児福祉計画」として、「基本計画」と一体的に策定するものです。

計画名	根拠法令	計画の性格
邑楽町障がい者福祉計画	障害者基本計画 第11条第3項	障がい者施策の理念や基本方針を定める計画
第6期邑楽町障害福祉計画	障害者総合支援法 第88条第1項	各年度における障害福祉サービス・相談支援等の必要な見込量を盛り込んだ実施計画
第2期邑楽町障害児福祉計画	児童福祉法 第33条の20	各年度における、障がいのある児童を対象とした、通所支援や相談支援等の必要な見込量を盛り込んだ実施計画

第3節 計画の期間

「市町村障害福祉計画」は、3か年を1期として策定を行うことが義務づけられており、本計画は、令和3年度から令和5年度が計画期間となります。



第2章 障害福祉計画・障害児福祉計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

本計画は、障がいのある人や障がいのある児童に対する障害福祉サービスの提供に関する具体的な体制づくりやサービスなどを確保するための方策などを示す計画であり、「邑楽町障がい者福祉計画」の実施計画にあたります。

従って「邑楽町障がい者福祉計画」とともに、その基本理念である「ともに支え合うまちづくり」を本計画の基本理念とします。

第2節 基本的な考え方

本計画は、国から示された基本的な理念やサービス量を見込むためのガイドラインを盛り込んだ「基本的な指針」(以下「国の基本指針」という。)をもとに策定しています。本計画は、この指針と障害者基本法における基本的な理念を踏まえながら、本町の障がいのある人の自立への施策を展開していきます。

(1) 障がいのある人および障がいのある児童の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がいのある人や障がいのある児童の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある人や障がいのある児童が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスおよび障害児通所支援などの提供体制の整備を進めます。

(2) 市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施

市町村を実施主体の基本とし、サービスの充実を図り、県の適切な支援などを通じて引き続き障がい福祉サービスの地域格差をなくし、居住地域にかかわらず一定の支援が受けられるよう体制の整備を図ります。

また、障害福祉サービスは、発達障がいのある人および高次脳機能障がいのある人、難病患者も対象となることを引き続き周知します。

(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援などの課題に対応したサービス提供体制の整備

地域生活支援の拠点づくり、NPOなどによる民間などからのサービスの提供をはじめ地域の社会資源を最大限に活用するとともに、提供体制の整備を進めます。特に、入所等から地域生活への移行については、地域生活を希望する人が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障がい福祉サービスが提供される体制を整備する必要があり、例えば日中サービス支援型指定共同生活援助により常時の支援体制を確保するとともに、地域生活への移行が可能となるようなサービス提供体制を整備します。

また、地域生活支援の拠点の整備に当たっては、地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活を希望する者に対する支援を進めるために、地域生活への移行、親元からの自立などに係る相談、ひとり暮らし、グループホームへの入居などの体験機会および場の提供、短期入所の利便性・対応力の向上による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携による専門性の確保並びにサービス拠点の整備およびコーディネーターの配置による地域の体制づくりを行う機能が求められており、今後、障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能を強化します。

さらに、精神障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしく暮らせるよう、精神障がい(発達障がいおよび高次脳機能障がいを含む)にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取り組み

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高めあうことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、本町の地域資源の実態を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組みます。

(5) 障がいのある児童の健やかな育成のための発達支援

障がいのある児童およびその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な施設で支援できるように、障害児通所支援および障害児相談支援については町を実施主体に、障害児入所施設については県を実施主体の基本とし、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援の充実を図るとともに、県の適切な支援を通じて引き続き障がいのある児童支援の体制の整備を図ります。

また、障がいのある児童のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援を担当する関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、障がいのある児童が障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育の支援を受けることができるようになります。障がいの有無にかかわらず、全ての児童がともに成長できるよう、地域社会への参加や包容(インクルージョン)を推進します。

(6) 障がい福祉人材の確保

障がいのある人の重度化・高齢化が進むなかにおいても、将来にわたって安定的に障害福祉サービスを提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要があります。そのため、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場ということを関係者と協力しながら積極的な周知を行います。

(7) 障がいのある人の社会参加を支える取り組み

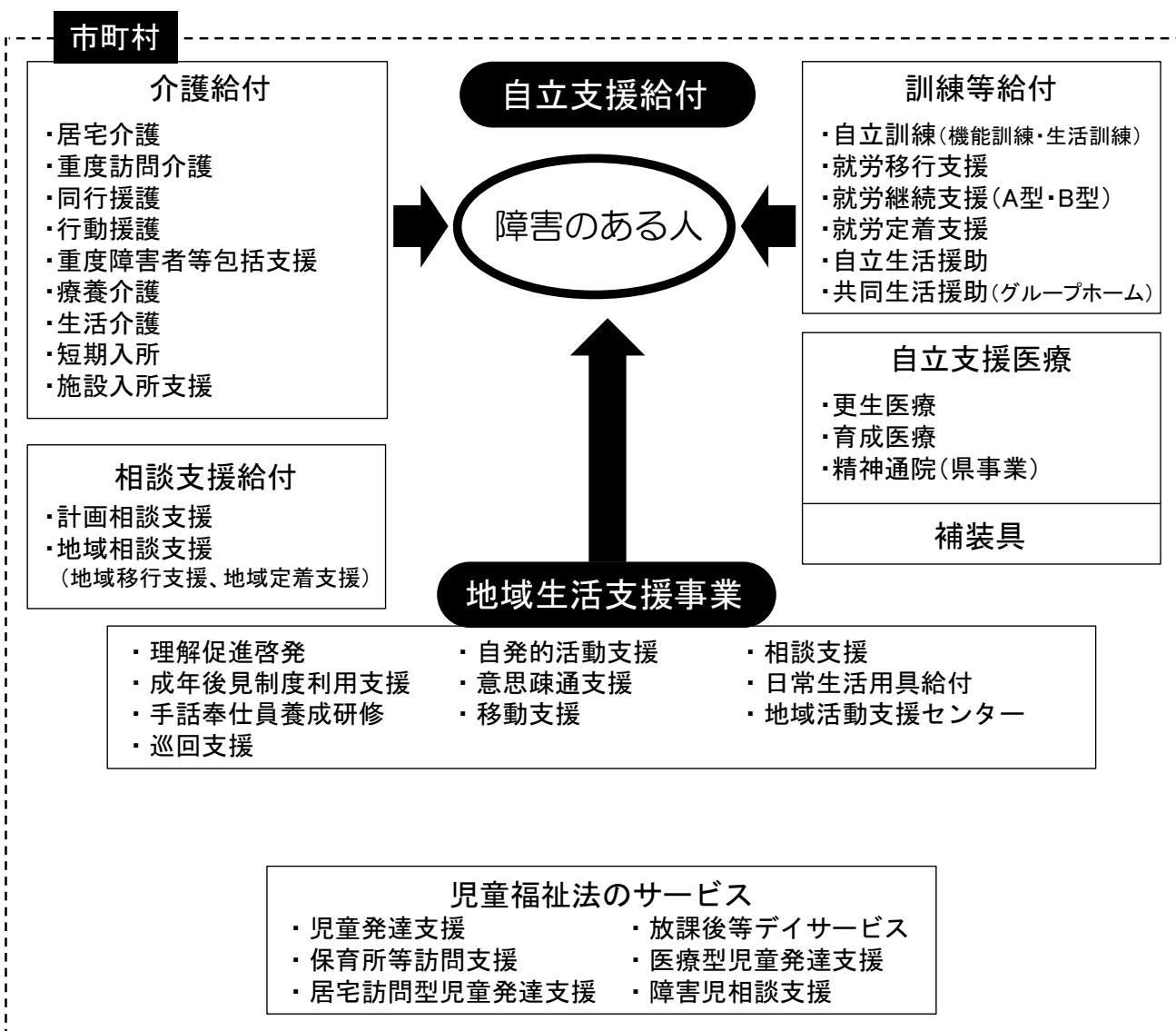
障がいのある人の地域における社会参加を促進するためには、障がいのある人の多様なニーズを踏まえて支援することが必要であり、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」を踏まえ、障がいのある人が文化芸術を鑑賞し、または創造や発表などの多様な活動に参加する機会の確保を通じて、障がいのある人の個性や能力の発揮および社会参加の促進を図ります。

また、障がいの有無にかかわらず、すべての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化に触れ文化的な活動を受けることのできる社会の実現のため、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」を踏まえ、視覚障がい者等の読書環境の整備を計画的に推進します。

第3章 障がい福祉サービス・障がい児福祉サービスの展開

第1節 障害者総合支援法および児童福祉法に基づくサービス

障害者総合支援法に基づき提供されている福祉サービスは、全国一律の基準で実施される「自立支援給付」と地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により地方自治体が実施する「地域生活支援事業」とに分かれています。児童福祉サービスを含めたサービスの全体像を、以下に示します。



第2節 令和5年度に向けた目標

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援を進めるため、令和5年度を目標年度として、次の7つの項目について目標値を設定します。

- (1)福祉施設の入所者の地域生活への移行について
- (2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について
- (3)地域生活支援拠点等が有する機能の充実について
- (4)福祉施設から一般就労への移行等について
- (5)障がい児支援の提供体制の整備等について
- (6)相談支援体制の充実・強化等について
- (7)障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築について

7つの目標値の設定にあたっては、国の基本指針および県の考え方を踏まえつつ、本町の実情に応じて設定します。

また、設定した目標値の実現に向けて、既に在宅サービスや福祉施設を利用している人に加え、特別支援学校の卒業者、退院可能な精神障がいのある人、その他サービス利用者を対象に、自立訓練や就労移行支援をはじめとする日中活動系サービスの利用や居住系サービスの確保、訪問系サービスの充実を図ります。

(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行について

地域生活への移行を進めるため、施設入所者のうち、今後グループホームや一般住宅などに移行する人数について目標を定めます。

項目	数値	考え方
【実績】 令和元年度末時点の施設入所者数	39人	令和元年度末時点において福祉施設に入所している障がいのある人の人数。
令和5年度末		施設からグループホームや一般住宅などに移行する者の人数。
【目標値①】 地域生活移行者数	5人 12.8%	令和元年度末時点における施設入所者の6%以上が、令和5年度末までに地域生活へ移行することを基本とする。
令和5年度末における施設入所者数	36人	令和5年度末時点での施設入所者見込み人数。 地域生活移行者数のほか、新規入所者数や入所待機者数を見込んだ人数。
【目標値②】 施設入所者数の削減	3人 7.7%	令和5年度末時点での施設入所者数の削減目標(見込み) 令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について

精神がいのある人が、地域の一員として安心して暮らしていくことができるよう、精神障がい(発達障がいおよび高次脳機能障がいを含む。)にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進し、精神科病院からの早期退院および退院による地域移行を進めるための目標を定めます。

項目	数値			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
【活動指標①】 市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	4回	4回	4回	市町村ごとの保健、医療および福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の一年間の開催回数を見込んで設定する。
【活動指標②】 精神障がいのある人の地域移行支援の利用者数	0人	0人	1人	「地域移行支援」の利用者のうち精神障がいのある人数を設定する。
【活動指標③】 精神障がいのある人の地域定着支援の利用者数	0人	0人	1人	「地域定着支援」の利用者のうち精神障がいのある人数を設定する。
【活動指標④】 精神障がいのある人の共同生活援助の利用者数	0人	0人	1人	「共同生活援助」の利用者のうち精神障がいのある人数を設定する。
【活動指標⑤】 精神障がいのある人の自立生活援助の利用者数	0人	0人	1人	「自立生活援助」の利用者のうち精神障がいのある人数を設定する。

(3)地域生活支援拠点等が有する機能の充実について

障がいのある人の重度化、高齢化や「親亡き後」を見据え、障がいのある人やその家族が地域で安心して生活するために必要となる機能を集約した拠点である「地域生活支援拠点」を整備するとともに、その運用状況を検証することを目標とします。

項目	数値			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
【活動指標①】 地域生活支援拠点等の設置箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	地域生活支援拠点等の設置箇所数を設定する。
【活動指標②】 検証および検討の実施回数について、年間の見込み数	1回	1回	1回	地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証および検討の実施回数について、年間の見込み数を設定する。

※地域生活支援拠点等の設置については本町単独ではなく、館林市と本町を含む邑楽郡5町(以下「圏域」という。)での設置を目標とする。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等について

福祉施設における就労支援を強化するため、福祉施設から一般就労に移行する障がいのある人について目標を定めます。

項目	数値	考え方
【実績①】 令和元年度の一般就労への移行者数	0 人	福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)を通じて、令和元年度において一般就労した人の数。
【実績②】 令和元年度の就労移行支援事業の一般就労への移行者数	0 人	令和元年度における就労移行支援事業の一般就労への移行者数。
【実績③】 令和元年度の就労継続支援A型事業の一般就労への移行者数	0 人	令和元年度における就労継続支援A型事業の一般就労への移行者数。
【実績④】 令和元年度の就労継続支援B型事業の一般就労への移行者数	0 人	令和元年度における就労継続支援B型事業の一般就労への移行者数。
令和 5 年度末		福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業所等を通じて、令和 5 年度に一般就労する者の数。
【目標①】 令和 5 年度の一般就労移行者数	1 人 -倍	令和元年度の移行実績の 1.27 倍以上とすることを基本とする。
【目標①-2】 令和 5 年度の就労移行支援事業の一般就労移行者数	1 人 -倍	福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業を通じて、令和 5 年度に一般就労する者の数。 令和元年度の移行実績の 1.30 倍以上とすることを基本とする。
【目標①-3】 令和 5 年度の就労継続支援A型事業の一般就労移行者数	1 人 -倍	福祉施設の利用者のうち、就労継続支援A型事業を通じて、令和 5 年度に一般就労する者の数。 令和元年度の移行実績の 1.26 倍以上とすることを基本とする。
【目標①-4】 令和 5 年度の就労継続支援B型事業の一般就労移行者数	1 人 -倍	福祉施設の利用者のうち、就労継続支援B型事業を通じて、令和 5 年度に一般就労する者の数。 令和元年度の移行実績の 1.23 倍以上とすることを基本とする。
【目標②】 就労定着支援事業の利用者数	1 人 -倍	令和 5 年度の就労移行支援事業等を通じて、令和 5 年度に一般就労する者のうち 7 割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
【目標③】 就労定着支援事業の就労定着率	7 割	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 8 割以上の事業所を、全体の 7 割以上とすることを基本とする。 ※「就労定着率」：過去 3 年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着数の割合。

(5) – ①障がい児支援の提供体制の整備等について

障がいのある児童およびその家族への支援を適切に行うことができるよう、充実した体制の整備を進めます。

項目		数値	考え方
【目標①】 児童発達支援センターの設置		1箇所	令和5年度末までに、少なくとも一か所以上設置することを基本とする。児童発達支援センターの設置により、センターを中心とした重層的な地域支援体制の構築を目指す。
設置形態	うち市町村単独	0箇所	町単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
	うち圏域で整備	1箇所	
【目標②】 保育所等訪問支援事業の実施		1箇所	令和5年度末までに、保育所等訪問支援事業が利用できる体制を構築することを基本とする。
設置形態	うち市町村単独	0箇所	町内で実施することが望ましいが、状況によっては町外での実施でも可能とする。
	うち圏域で整備	1箇所	
【目標③-1】 主に重症心身障がいのある児童を支援する児童発達支援事業所の確保		1箇所	令和5年度末までに、主に重症心身障がいのある児童を支援する児童発達支援事業所を少なくとも一か所以上確保することを基本とする。
設置形態	うち市町村単独	0箇所	町単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。
	うち圏域で整備	1箇所	
【目標③-2】 主に重症心身障がいのある児童を支援する放課後等デイサービス事業所の確保		1箇所	令和5年度末までに、主に重症心身障がいのある児童を支援する放課後等デイサービス事業所を少なくとも一か所以上確保することを基本とする。
設置形態	うち市町村単独	0箇所	町単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。
	うち圏域で整備	1箇所	
【目標④-1】 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置		1箇所	令和5年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るために協議の場を設けることを基本とする。
設置形態	うち市町村単独	0箇所	町単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与したうえでの、圏域での設置であっても差し支えない。
	うち(都道府県が関与したうえでの)圏域で整備	1箇所	
【目標④-2】 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置		1人	令和5年度末までに④-1の協議の場を設けるとともに医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

(5) – ②障がい児支援の提供体制の整備等(発達障がいのある人等に対する支援)について

項目	数値			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
【活動指標①】 ペアレントトレーニング※1やペアレントプログラム※2等の支援プログラムなどの受講者数【新規】	0人	0人	1人	現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムなどの実施状況および本町における発達障がいのある人等の数を勘案し、受講者数の見込を設定する。
【活動指標②】 ペアレントメンター※3の人数【新規】	0人	0人	1人	現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況および本町における発達障がいのある人等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込を設定する。
【活動指標③】 ピアサポート※4の活動への参加人数【新規】	0人	0人	1人	現状のピアサポートの活動状況および本町における発達障がいのある人等の人数を勘案し、人数の見込を設定する。

(6)相談支援体制の充実・強化等について

項目	数値			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
【活動指標①】 総合的・専門的な相談支援	有	有	有	障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定する。
【活動指標②】 地域の相談支援体制の強化①	0件	0件	1件	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込みを設定する。
【活動指標③】 地域の相談支援体制の強化②	0件	0件	1件	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込みを設定する。
【活動指標④】 地域の相談支援体制の強化③	0回	0回	1回	地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数の見込みを設定する。

※1 ペアレントトレーニング:発達障がいなどの子どもの保護者に向けた、親のためのプログラムのこと。

※2 ペアレントプログラム:育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者(保育士、保健師、福祉事業所の職員等)が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラム。

※3 ペアレントメンター:自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のこと。

※4 ピアサポート:「ピア」とは仲間を意味し、「サポート」とは支援することを意味する。専門家によるサポートとは違い、同じ立場の仲間として仲間同士で支えあう活動のこと。

(7)障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築について

項目	数値			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
【活動指標①】 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	1人	1人	1人	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。
【活動指標②】 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	無	無	無	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体と共有する体制の有無およびその実施回数の見込みを設定する。
	0回	0回	1回	
【活動指標③】 指導監査結果の関係市町村との共有	無	無	無	都道府県が実施する指定障害福祉サービス事業者および指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無およびその共有回数の見込みを設定する。
	0回	0回	1回	

第3節 障害福祉サービス・障害児福祉サービス量の見込みの算出

以下の各サービスについて、国の基本指針に基づき、令和3年度～令和5年度までの見込み量を算出します。

1 障害福祉計画

(1)訪問系サービス

サービス名	対象者	実施内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	障がいのある人 (障害支援区分1以上)	障がいのある人の自宅で、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由で常に介護を必要とする人 (障害支援区分4以上)	障がいのある人の自宅で入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動介護等を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいのある人 (障害支援区分2以上)	移動時およびそれに伴う外出先における視覚的情報の支援(代筆・代読を含む。)と、移動の援護、排せつ・食事等の介護等の援助を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいによって行動上著しい困難のある人で、常に介護を必要とする人(障害支援区分3以上)	障がいのある人が行動する際に生じる可能性のある危険を回避するために、必要な援護や外出時の移動介護等を行います。
重度障害者等 包括支援	常に介護を必要とし、介護の必要度が著しく高い人(障害支援区分6)のうち、一定の条件を満たす人	対象者の心身の状態や介護者の状況、居住の状況等を踏まえて作成された個別支援計画に基づき、必要な障害福祉サービス(居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活介護等)を包括的に提供します。

■□利用実績□■

事業名等	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
居宅介護 重度訪問介護	人/月	28	28	27
	時間 / 月	300	315	330

※単位は年間を通じての月平均値(令和2年度は見込値)

◆◇見込量◇◆

事業名等	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 重度訪問介護	人/月	23	24	25
	時間 / 月	345	360	375

※単位は年間を通じての月平均値

▲△確保の方策△▲

- ・訪問系サービスは障がいのある人の在宅生活を支える重要なサービスです。今後、施設や病院から在宅に移行する障がいのある人が増えることで、利用意向は高まることが考えられるため、障がいのある人が地域で安心して生活ができるよう必要量を見込みます。
- ・利用者のニーズに即した適正な支給決定を行います。
- ・利用者のサービス選択の幅が広がるよう情報提供を行います。
- ・効率的で、質の高いサービスが継続的に提供されるよう、サービス提供事業者や指定特定相談支援事業所との連携を図ります。

(2)日中活動系サービス

①施設での日中介護サービス【介護給付】

サービス名	対象者	実施内容
生活介護	常に介護を必要とする人で、①49歳以下の場合は、障害支援区分3以上(施設入所は区分4以上) ②50歳以上の場合は、障害支援区分2以上(施設入所は区分3以上)	地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。
療養介護	医療機関への長期入院による医療に加え、常に介護を必要とする人で、 ①ALS患者など、呼吸管理を行っており、障害支援区分6の人 ②筋ジストロフィー患者や重症心身障がい者で、障害支援区分5以上の人	医療機関への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。
短期入所 (ショートステイ)	居宅での介護を行う人が病気やその他の理由により、障害者支援施設やその他の施設への短期間の入所を必要とする障がいのある人	障がい者支援施設やその他の施設で、短期間、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を行います。

■□利用実績□■

事業名等	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
生活介護	人/月	66	71	65
	人日/月	1589	1478	1365
療養介護	人/月	4	4	4
短期入所	人/月	5	5	4
	人日/月	62	62	69

※単位は年間を通じての月平均値(令和2年度は見込値)

◆◇見込量◇◆

事業名等	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人/月	67	68	69
	人日/月	1298	1317	1337
療養介護	人/月	4	4	4
短期入所	人/月	5	5	5
	人日/月	56	56	56

※単位は年間を通じての月平均値

▲△確保の方策△▲

- ・利用者のニーズに応じたサービス提供体制の確保を図り、地域においては身近な場所での利用が可能となるよう努めます。
- ・利用者のサービス選択の幅が広がるよう情報提供を行います。
- ・生活介護については、町内外の既存のサービス提供事業所にて、生活介護を提供するほか、指定通所介護事業所においても基準該当生活介護としてサービスを提供します。また、必要に応じてサービス提供事業所の新規参入を促進するための支援を検討します。
- ・短期入所については、町内外の既存のサービス提供事業所を中心に、障がいのある人を介護・療育する家庭の負担を軽減するために、一時的・緊急的に利用できる短期入所の充実を図ります。

②自立訓練【訓練等給付】

サービス名	対象者	実施内容
自立訓練 (機能訓練)	①入所施設や医療機関を退所・退院した人で、地域生活への移行を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な人 ②盲・ろう・特別支援学校を卒業し、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な人	地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行います。(利用者ごとに 18 か月以内の利用期間が設定されています)
自立訓練 (生活訓練)	①入所施設や医療機関を退所・退院した人で、地域生活への意向を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人 ②特別支援学校を卒業した人や継続した通院により症状が安定している人などで、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人	地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を行います。(利用者ごとに 24 か月以内、長期入所者の場合は 36 か月以内の利用期間が設定されます)
自立訓練 (宿泊型)	一定の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者のうち、日中、一般就労や外部の障害福祉サービスを利用している人で、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練、その他の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、居室等の設備を利用し、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談、助言等の必要な支援を行います。

■□利用実績□■

事業名等	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
自立訓練(機能訓練)	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	人/月	1	3	4
	人日/月	75	79	83
自立訓練(宿泊型)	人/月	0	0	0

※単位は年間を通じての月平均値(令和2年度は見込値)

◆◇見込量◇◆

事業名等	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練(機能訓練)	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	人/月	4	4	4
	人日/月	81	81	81
自立訓練(宿泊型)	人/月	4	4	4

※単位は年間を通じての月平均値

▲△確保の方策△▲

- ・利用者のニーズに応じたサービス提供体制の確保を図り、地域においては身近な場所での利用が可能となるよう努めます。
- ・利用者のサービス選択の幅が広がるよう情報提供を行います。
- ・自立訓練については、町内外のサービス提供事業所の動向を把握しながら、必要に応じ利用者に向けた情報提供を行います。
- ・自立訓練(宿泊型)については、近隣のサービス提供事業所と連携し、利用者に向けた情報提供をするなど、サービスの利用を促進します。

③就労支援【訓練等給付】

サービス名	対象者	実施内容
就労移行支援	一般就労等(企業等への就労、在宅での就労・起業)を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労等が見込まれる 65 歳未満の人	一般企業への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。(利用者ごとに 24 か月以内の利用期間が設定されます)
就労継続支援(A型)	就労機会の提供を通じて、生産活動に関する知識・能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な人で(利用開始時に 65 歳未満) ①就労移行支援を利用したが、企業等の就労に結びつかなかった人 ②盲・ろう・特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった人 ③就労経験のない人で、現在雇用関係がない人	通所により、雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。
就労継続支援(B型)	就労移行支援等を利用したが、一般企業等の雇用に結びつかない人などで、就労機会を通じて生産活動に関する知識・能力の向上や維持が期待される人 ①企業等や就労継続支援(A型)での就労経験があるが、年齢・体力面で雇用されることが困難となった人 ②就労移行支援を利用したが、企業等や就労継続支援(A型)の雇用に結びつかなかった人 ③50 歳に達している人 ④試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援や就労継続支援(A型)の利用が困難と判断された人	通所により、就労や生産活動の機会を提供(雇用契約を結ばない)するとともに、一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合には、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。
就労定着支援	就労移行支援や就労継続支援 A 型・B 型などの就労系障害福祉サービスを利用してから一般企業等(特例子会社を含む)に就労した働く障がいのある人	一般就労へ移行した障がいのある人について、就労の継続を図るために企業、自宅などへの訪問や障がいのある人の来所により必要な連絡調整や指導・助言の支援を行います。

■□利用実績□■

事業名等	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
就労移行支援	人/月	3	2	2
	人日/月	32	30	30
就労継続支援A型	人/月	6	6	6
	人日/月	120	120	120
就労継続支援B型	人/月	27	31	33
	人日/月	505	580	617

※単位は年間を通じての月平均値(令和2年度は見込値)

◆◇見込量◇◆

事業名等	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労移行支援	人/月	3	4	4
	人日/月	54	72	72
就労継続支援A型	人/月	8	9	10
	人日/月	157	177	197
就労継続支援B型	人/月	35	36	37
	人日/月	604	621	639
就労定着支援	人/月	1	1	1

※単位は年間を通じての月平均値

▲△確保の方策△▲

- ・利用者のニーズに応じたサービス提供体制の確保を図り、地域においては身近な場所での利用が可能となるよう努めます。
- ・利用者のサービス選択の幅が広がるよう情報提供を行います。
- ・障がいのある人の就労については、必要な訓練の提供を受けるため、関係機関との連絡調整を図りながら一般就労への移行・定着を支援します。
- ・障がいのある人の雇用推進および工賃向上を図るため、受注機会を拡大することについて、取り組みを進めます。

(3)居住系サービス

サービス名	対象者	実施内容
自立生活援助	<p>① 障がい者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障がいのある人等で、理解力や生活力等に不安がある人</p> <p>② 一人で暮らしており、自立生活援助による支援が必要な人</p> <p>③ 障がい、疾病等の家族と同居しており(障がいのある人同士で結婚している場合を含む)、家族による支援が見込めないため、実質的に一人暮らしと同様の状況であり、自立生活援助による支援が必要な人</p>	ひとり暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な自宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	就労、または就労継続支援等の日中活動の場を利用している知的障がい・精神障がいのある人で、地域で自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助が必要な人	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方にはサービスも提供します。
施設入所支援	<p>①生活介護利用者のうち、障害支援区分4以上の人(50歳以上の場合は区分3以上)</p> <p>②自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な人</p>	夜間に介護が必要な人、通所が困難な自立訓練、就労移行支援の利用者に対し、夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。(自立訓練、就労移行支援の利用者は利用期間が設定されます)

■□利用実績□■

事業名等	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
自立生活援助	人/月	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	22	19	19
施設入所支援	人/月	36	37	38

※単位は年間を通じての月平均値(令和2年度は見込値)

◆◇見込量◆◇

事業名等	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	人/月	1	1	1
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	20	20	39
施設入所支援	人/月	38	37	36

※単位は年間を通じての月平均値

▲△確保の方策△▲

- ・自立生活援助については、町内外のサービス提供事業所の動向を把握しながら、必要に応じ利用者に向けた情報提供を行います。
- ・地域生活への移行の観点から、町内外のグループホーム利用を促進するとともに、社会福祉法人等が新規参入しやすいよう、必要に応じ支援を行います。
- ・施設入所支援については、施設入所者の地域生活への移行等を勘案しながら必要な実施体制と見込量の確保に努めます。

(4)相談支援

サービス名	対象者	実施内容
計画相談支援 (指定相談支援)	障害福祉サービスを利用するすべての障がい者	支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画・障害児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者	地域生活に移行するための相談や住居の確保、その他必要な便宜を供与します。
地域定着支援	施設や病院から地域生活へ移行した障がい者やひとり暮らしへと移行した障がい者	安定的に地域生活を営めるよう、障がいの特性に起因して生じる緊急の事態等に常時、相談など対応に必要な便宜を供与します。

■□利用実績□■

事業名等	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画相談支援	人/月	20	22	23
地域移行支援	人/月	0	0	0
地域定着支援	人/月	0	0	0

※単位は年間を通じての月平均値(令和2年度は見込値)

◆◇見込量◇◆

事業名等	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人/月	27	28	29
地域移行支援	人/月	0	0	1
地域定着支援	人/月	0	0	1

※単位は年間を通じての月平均値

▲△確保の方策△▲

- ・障害特性や個々のニーズに配慮した、よりきめ細やかな相談支援を行うため、**館林邑楽相談支援センター**の充実を図るとともに、様々な社会資源を活用しながら、身近な相談支援の基盤整備に取り組みます。
- ・提供体制の整備と併せて、相談支援従事者の質の向上を図ります。
- ・一般相談支援と計画相談支援および地域相談支援との役割分担や、計画相談支援と**障害福祉サービス**を提供する事業者との在り方について、館林市外五町地域自立支援協議会での検討を踏まえ、相談支援体制のさらなる充実を図ります。
- ・計画相談支援については、**館林邑楽相談支援センター**と連携し、円滑なサービス利用に向けた体制を構築します。
- ・地域移行支援、地域定着支援については、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築に向けての協議の場において、関係者に周知を図り、サービスの利用を促進します。
- ・利用者に対し、広報紙や町ホームページなどを通じて新たな制度の周知を行い、障がいのある人やその家族に対する相談支援体制の充実に努めます。

2 障害児福祉計画

(1)障がい児通所支援・障がい児相談支援・障がい児への支援サービス

サービス名	対象者	実施内容
児童発達支援	療育の観点から集団療育および個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス	学校教育法第1条に規定している学校(幼稚園および大学を除く。)に就学しており、授業の終了後または休業日に支援が必要と認められた障がいのある児童	放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障がいのある児童の放課後等の居場所を提供します。
保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設に通う障がい児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障がい児	保育所等における集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、その本人および保育所等のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等に加え、治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	児童発達支援、医療型児童発達支援または放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた障がいのある児童	自宅を訪問し、重度の障害により外出が困難な障がいのある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を行います。
障害児相談支援	上記5つのサービスを利用するすべての児童	上記5つのサービスを利用する児童に、支給決定または支給決定の変更前に障がい児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な状態にある障がい児や重症心身障がい児(医療的ケア児等)	医療的ケア児に対する支援を総合的に調整するコーディネーターの養成研修を受講した者を配置し、医療的ケア児のサービス提供に繋げます。

■□利用実績□■

事業名等	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
児童発達支援	人/月	7	11	10
	時間/月	102	160	145
放課後等デイサービス	人/月	31	38	41
	人日/月	472	578	624
保育所等訪問支援	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0
障害児相談支援	人/月	4	5	6
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	人	0	0	0

※単位は年間を通じての月平均値(令和2年度は見込値)

ただし、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置は年間値

◆◇見込量◇◆

事業名等	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人/月	11	12	13
	時間/月	160	174	189
放課後等デイサービス	人/月	37	38	39
	人日/月	563	578	594
保育所等訪問支援	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人/月	1	1	1
	人日/月	3	3	3
障害児相談支援	人/月	9	9	9
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	人	0	0	1

※単位は年間を通じての月平均値。ただし、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置は年間値

▲△確保の方策△▲

- ・障がいのある児童の療育および訓練、また日中活動の場として、今後もサービス利用の増加が見込まれるため、支援を必要とする人が適切にサービス利用できるよう、町内に限らず圏域全体でサービス事業者の確保に努めるとともに、社会福祉法人等が新規参入しやすいよう、必要に応じ支援を行います。
- ・町内で支援が受けられ、どの障がいにも対応できるようにするとともに、引き続き、障がい特性に応じた専門的な支援が提供されるよう、サービス提供事業者や障害児相談支援事業所との連携を図り、基盤の整備、質の確保に努めます。
- ・乳幼児期から就学、就労に至る各ライフステージにおいて、切れ目のない一貫した支援を提供するために、サービス提供事業者や障害児相談支援事業所のほか関係機関等と連携し、支援体制の構築を図ります。
- ・障がい児通所支援や障がい児入所支援から障害福祉サービスへの支援の移行に当たっては、円滑な移行が行われるよう、県との緊密な連携を図っていきます。
- ・発達障がいのある児童に対しては、保育園や認定こども園、障害児通所支援等において適切な支援ができるよう連携し、支援体制の強化を図ります。
- ・障がいのある児童のニーズに応じて、「邑楽町子ども・子育て支援事業計画」と連携を図り、子ども・子育て支援等の利用を希望する障がいのある児童が希望に沿った利用ができるよう、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)等における障がいのある児童への支援に努めます。

3 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がいのある人および障がいのある児童がその有する能力や適性に応じ、自立した日常生活および社会生活を営むことができるよう生活をサポートするサービスで、障がいのある人のニーズにあわせて柔軟なサービスを提供することにより、障がいの有無に関わらずお互いの人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる社会の実現を目的とした事業です。具体的には、障がいのある人やその家族の相談に応じるとともに、福祉サービスにかかる情報提供と援助、サービス提供機関の紹介、権利擁護のために必要な援助を行う相談支援事業をはじめ、成年後見制度利用支援事業、移動支援などがあります。

地域生活支援事業には、必ず実施しなければならない事業(必須事業)と市町村の判断で地域特性により柔軟に実施できる事業(任意事業)から構成されています。

年齢や障がい種別等に関わりなく、できるだけ身近なところで必要なサービスが受けられるよう、地域生活支援事業を推進します。

(1)必須事業

【サービスの種類および内容】

区分	名 称	サービス内容
地域生活支援事業 必須事業	(1)理解促進研修・啓発事業	地域の住民に対して、障がいのある人および障がいのある児童に対する理解を深めるために、町が実施する研修・啓発事業です。
	(2)自発的活動支援事業	障がいのある人および障がいのある児童やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業です。
	(3)相談支援事業	<p>①相談支援事業 障がいのある人やその家族の相談に応じるとともに、福祉サービスにかかる情報提供と援助、サービス提供機関の紹介、権利擁護のために必要な援助を行います。</p> <p>②基幹相談支援センター等機能強化事業 基幹相談支援センターは、地域の相談支援の中核的な役割(地域の相談支援専門員の人材育成、広域的な調整、地域移行等に係るネットワーク構築、権利擁護、虐待対応等)を実施します。 さらに、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置し、相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組みを実施することを基幹相談支援センター等機能強化事業といいます。</p> <p>③住宅入居等支援事業(居住サポート事業) 賃貸契約による一般住宅(公営住宅および民間の賃貸住宅)への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障がいのある人に対し、入居に必要な調整にかかる支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がいのある人の地域生活を支援する事業です。</p>
	(4)成年後見制度利用支援事業	成年後見制度による支援が必要な知的障がいのある人・精神障がいのある人に対し、制度の利用を支援する事業です。
	(5)成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がいのある人の権利擁護を図る事業です。
	(6)意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚、高次脳機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人および障がいのある児童に、障がいのある人および障がいのある児童とその他の者との意思疎通を仲介する手話通訳者および要約筆記者の派遣を行う事業です。
	(7)日常生活用具給付等事業	重度障がいのある人に対し、自立生活支援用具などの日常生活用具を給付または貸与する事業です。
	(8)手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある人との交流活動の促進、支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修する事業です。
	(9)移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人および障がいのある児童に対し、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活および社会参加を促すことを目的とする事業です。
	(10)地域活動支援センター事業	障がいのある人が通所により、創作活動または生産活動を行い、社会との交流の促進を図ります。地域活動支援センターには基礎的な事業と機能強化事業があります。

【サービス実績および見込量】

事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1)理解促進研修・啓発事業		無	無	無	有	有	有
(2)自発的活動支援事業		無	無	無	無	無	無
(3)相談支援事業							
①障害者相談支援事業	箇所	2	2	2	1	1	1
基幹相談支援センター		無	無	無	無	有	有
②基幹相談支援センター等機能強化事業		無	無	無	無	有	有
③住宅入居等支援事業		無	無	無	無	無	有
(4)成年後見制度利用支援事業	人	0	0	0	0	0	0
(5)成年後見制度法人後見支援事業		無	無	無	無	無	無
(6)意思疎通支援事業							
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件	78	58	60	75	75	75
②手話通訳者設置事業	日	0	0	0	0	0	0
(7)日常生活用具給付等事業							
①介護・訓練支援用具	件	2	1	0	2	2	2
②自立生活支援用具	件	2	0	1	5	5	5
③在宅療養等支援用具	件	1	1	2	1	1	1
④情報・意思疎通支援用具	件	1	2	2	1	1	1
⑤排泄管理支援用具	件	686	680	700	700	750	800
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	1	0	0	1	1	1

※単位は年間値

※平成30年度、令和元年度は実績値、令和2年度以降は見込値

事業名		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(8)手話奉仕員養成研修事業 実養成講習修了見込者数	人	25	16	感染症拡大予防のため中止	5	5	5	
(9)移動支援事業	実利用見込者数	人	15	16	14	9	9	9
	延べ利用見込時間数	時間	180	192	174	300	300	300
(10)地域活動支援センター	町内	箇所 人	1 15	1 15	1 14	1 15	1 15	1 15
	他市町村	箇所 人	3 5	3 5	3 5	1 5	1 5	1 5

※単位は年間値

※平成30年度、令和元年度は実績値、令和2年度以降は見込値

(2)任意事業

【サービス種類および内容】

名称	サービス内容
訪問入浴サービス事業	在宅で生活をしている身体障がいのある人で、一人での入浴が困難な人の入浴支援や家庭内介助者による入浴介助の負担を軽減するなど、在宅生活を支援するために居宅を訪問して入浴の介護を提供する事業です。
日中一時支援事業	障がい者の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を支援する事業です。利用実績については、増減があるものの、ほぼ横ばいの傾向にあります。
身体障害者自動車免許取得費補助事業	身体障がい者の自立更生を促進するため、肢体不自由者が普通自動車免許を取得する場合、その取得に要する経費に対する一部助成を行う事業です。
身体障害者自動車改造費補助事業	身体障がいのある人の自立更生を促進するため、上肢、下肢または体幹機能に障がいのある人が所有する自動車を運転しやすいように手動装置等を改造する場合、その改造に要する経費に対する一部助成を行う事業です。

【サービス実績および見込量】

事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス事業	人	0	0	0	0	0	0
日中一時支援事業	人	11	14	14	15	15	15
身体障害者自動車免許取得費補助事業	人	0	0	0	0	0	1
身体障害者自動車改造費補助事業	人	0	0	0	0	0	1

※単位は年間値

※平成30年度、令和元年度は実績値、令和2年度以降は見込値

▲△確保の方策△▲

- ・相談支援事業については、館林市外五町地域自立支援協議会を中心にサービス提供事業所と連携し、円滑な相談体制の整備を進めます。また、『広報おうら』『町ホームページ』などを活用し、**館林邑楽**相談支援センターの周知と利用の促進を行います。
- ・意思疎通支援事業については、手話通訳派遣事業、要約筆記者派遣事業、手話通訳者設置事業を県と連携しサービスを提供します。
- ・日常生活用具給付等事業については、障がいのある人の自立生活に資するため、サービスの周知と日常生活支援用具等の情報を提供するとともに毎年予算を確保するよう努めます。また、障がいのある人と介護者が容易かつ適切に利用できるよう使用方法や修理など情報提供や相談の充実を図ります。
- ・移動支援事業については、必要に応じてサービスを提供できるようサービス提供体制を整えるとともに、サービスの周知を図るなど利用を促進します。
- ・地域活動支援センター事業については、Ⅲ型※として指定管理者制度により適正な管理運営のできる法人へ事業委託し、機能の強化・充実を行います。
- ・日中一時支援事業については、必要に応じてサービスを提供できるようサービス提供体制を整えるとともに、サービスの周知を図るなど利用を促進します。
- ・身体障害者自動車免許取得費補助事業、身体障害者自動車改造費補助事業については、広報や相談支援事業などを通じ、事業の周知と利用促進を図ります。

※Ⅲ型：専門職員の配置の必要はなく、1日当たりの利用人数が10名以上

第4章 円滑な推進に向けた取り組み

第1節 円滑な事業推進

(1)適正な障害支援区分認定の実施

障害者総合支援法では、18歳以上の方については、心身の状況、家庭環境、生活状況などの聞き取り調査を行った上で、「障害支援区分(区分1~6)」の判定を受け、どのくらいサービスが必要な状態にあるかを定めます。これをもとに、町はサービス等利用計画案の作成を依頼し、この計画案を参考に支給決定を行い、受給者証を発行する仕組みとなっています。

利用者が必要なサービスを適正に利用できるよう、調査員や認定審査会委員などの知識・技術の向上を図り、正確・公平な認定と障がい者のニーズに応じた支給決定に努めます。

(2)低所得者に配慮した応益負担の周知

自立支援給付の利用にあたっては、長期的に安定して障がい者を支える必要性から、サービス利用費の自己負担(1割)と施設での食費・光熱水費の全額自己負担が定められています。また、低所得者の負担を軽減するため、①**負担上限月額設定**、②高額障害福祉サービス費、③入所施設の補足給付なども制度化されています。こうした制度について、障がい者や家族等への周知に努めます。

(3)実施状況の点検と進行管理

本町の障がい福祉担当部署において、各サービス・事業の利用状況や基盤整備の進捗状況などについて点検を行います。

また、太田・館林圏域において、広域全体の基盤整備の推進と情報・課題の共有を図ります。

第2節 地域での自立した生活に向けた支援の充実

(1)サービス利用の支援と権利の保障

支給決定後は、サービス利用計画を作成することになります。障害福祉サービスの種類や内容、就労支援・教育・インフォーマルサービス※1等必要なサービスとその利用時間などを計画し、指定事業者や指定施設とサービス利用の契約を結ぶことになります。

障がい者が自らの選択により必要なサービスを利用しながら、安心して日常生活を送ることができるよう、サービス利用に向けた支援を行います。また、判断能力が不十分な利用者に対して、その人の権利が保障されるよう、日常生活自立支援事業や成年後見制度の啓発・広報活動に努めます。

(2)サービスの質の向上

サービス提供事業者は、障害者総合支援法に基づく人員、設備、運営に関する基準に準じ、契約に基づいて、利用者に適切な障害福祉サービスを提供する責務を有します。

利用者が自らの責任で事業者を選択できるよう、サービス提供事業者に関する基本的な情報提供等を行います。

(3)障がいのある人に対する虐待の防止

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」施行に伴い、法律に基づいた虐待の防止や早期発見等への対応を行います。

また、障がい者虐待の禁止や虐待を発見したときの通報義務等の広報・啓発を図るとともに、広域での連携を進めながら、迅速かつ適切な保護・対策等に努めます。

(4)合理的配慮※2提供のための環境づくり

「障害者差別解消法」施行に伴い、国の行政機関や地方公共団体等および民間事業者による「障がいを理由とする差別」が禁止されるとともに、障がいのある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁※3を取り除くために必要で合理的な配慮を行うことが求められることとなります。

このため、こうした考え方の普及を図るため、さまざまな機会を捉えた周知啓発を行うなど、地域での共生に向けた環境づくりを進めます。

※1 インフォーマルサービス：フォーマルサービスは各種機関、サービス事業所による（公的）サービスであることに対して、インフォーマルサービスは、地域のボランティアや近隣の支えあいなどの（私的）サービスのこと。

※2 合理的配慮：障がいのある人が障がいのない人と平等であることを基礎として、すべての人権・基本的自由を持ちまたは行使できることを確保するための必要かつ適切な変更・調整のこと。

※3 社会的障壁：障がいのある人が社会生活を送る上で障壁（バリア）となるものことで、物理的、制度的、慣行的、観念的なもの全てを含む。